

兵庫の防災教育—10年目の検証を終えて—



富士常葉大学長
徳山 明

震災復興10年目の検証作業中、往時の光景が鮮明に浮かんできました。破壊的な被害を受けた街や建物のこと、鉄筋の柱も剪れてしまった学校のこと、そして、そこに、救いを求めて集まったたくさんの人々と、避難所と共生する困難の中で励ましあった子どもたちのこと等々です。

あの混乱の中で、秩序を取り戻して避難所の運営に従事しながら、子どもたちの安否を尋ねて探し、応急教育に漕ぎ着け、学校の再開に向けて頑張った先生達のことを思い出されます。外国でこの事例を発表すると、「本当にそのようなことがあったのか、どうして日本の教員はそうにできたのか」と質問を受けます。あの時何が起こり、何をしたかという体験が兵庫の「新たな防災教育」の原点となりました。避難所の運営も含めて、緊急時に必要な学校の防災体制、防災教育で何をなすべきか、そして、心の傷を癒すには何をすべきか、この3つが防災教育の柱となりました。

これまで防災というと、災害が発生した後の、道路や建物修復の手立てや技術が主要な分野で、学校で行う防災教育のほとんどが火災時の避難訓練が中心でした。阪神・淡路大震災が起きてみると、人の社会が災害によりどのようなダメージを受け、それから立ち上がるにはどうすればよいか最大の課題であることがわかりました。新潟県中越地震でも、スマトラ沖地震による津波でも、このことが最大の課題です。緊急の現場で、臨機応変に活動できるリテラシーが何より必要であり、混乱を鎮めてゆくリーダーシップと人

間性が不可欠であることがわかったわけです。兵庫の子どもたちは震災を通して命の大切さを知り、人の温かさを感じ、助け合いの大切さを学びました。ボランティア活動を通して共に生きることの素晴らしさを学びました。不幸な災害が日常生活の中では忘れられていた大切なことを呼びさましてくれました。

これからの防災教育で大事なことは、地震や台風がなぜ起こるかの議論ではなく、地震の時、軟弱な地盤の都市部でどのような被害が起き、それを防ぐにはどうすればよいかなどの具体的な対応です。それぞれの地域の災害履歴を調べ、その場所で過去にどのような被害を受けたかを知り、そのような被害を防ぐには何をすべきかを考えることが大事です。子どもたちに自然の脅威を感じさせるのではなく、災害が社会にどのような影響を与えたかを考え、人々がどのように困難から立ち上がっていったかの過程を調べ、安全・安心の社会を築く提案を行うことが防災教育の目的です。私達が復興10年委員会総括検証・提言事業教育分科会において、震災以降10年にわたって推進してきた「新たな防災教育」の成果と課題を検証し、今後に向けて「兵庫の防災教育」として提案しようとしているのは、被害を最小限に食い止め、安全・安心の社会を構築するにはどうするかという、積極的な提案なのです。

復興10年委員会総括検証・提言事業 社会・文化部会 教育分科会の経緯

〈検証の経緯〉

兵庫県では、阪神・淡路大震災から10年目を迎えるにあたって10年間の取組を総括的に検証し、今後への提言を行うため、平成15年度に「復興10年委員会」を設置して、総括検証・提言事業を進めてきた。これを受けて県教育委員会では「社会・文化部会」の下に「教育分科会」を設置し、『「新たな防災教育と学校防災体制」の成果と課題及び提言』と『「被災児童生徒の心のケア」の成果と課題及び提言』の2つのテーマについて、富士常葉大学の徳山明学長をはじめ5人の有識者を検証委員として、10年間の取組の総括検証を実施するとともに、今後の提言をいただいた。

〈検証委員〉

テーマ1 「新たな防災教育と学校防災体制」

分科会の長・復興10年委員会委員

徳山 明 富士常葉大学長

検証委員

桂 正孝 宝塚造形芸術大学教授

西村 年晴 兵庫教育大学教授

テーマ2 「被災児童生徒の心のケア」

復興10年委員会委員

馬殿 禮子 兵庫県臨床心理士会副会長

検証委員

富永 良喜 兵庫教育大学教授

〈検証項目〉

「新たな防災教育と学校防災体制」について

- ①「新たな防災教育」の取組
- ②学校防災体制の整備充実の取組
- ③震災・学校支援チーム(EARTH)による取組

「被災児童生徒の心のケア」について

- ①教育復興担当教員の成果
- ②教職員の指導力の向上

〈会議の経緯〉

準備会 平成16年3月12日(金)

- ①検証テーマの確認
- ②担当検証項目の決定

第1回 平成16年4月20日(火)

- ①検証に係る調査項目の検討

- ②調査対象として、学校だけでなく、教育復興担当教員、EARTH員にも調査を行う

第2回 平成16年6月14日(月)

- ①調査結果について協議
- ②不足資料について協議
- ③報告書の骨子案について協議

第3回 平成16年8月10日(火)

- ①中間まとめについて協議
- ②提言内容について協議

第4回 平成16年9月14日(火)

- ①最終報告について協議
- ②提言内容について協議
- ③総括表について協議

第5回 平成16年10月19日(火)

- ①最終報告原案について協議
- ②大意について協議

第6回 平成16年12月25日(土)

- ①最終報告案について協議

創造的復興フォーラム 平成17年1月14日(金)

於：神戸国際会議場

「新たな防災教育と学校防災体制」 徳山 明

「被災児童生徒の心のケア」 馬殿 禮子

〈提言の主な内容〉

- ①「新たな防災教育と学校防災体制」
 - ・兵庫の防災教育の一層の推進
 - ・防災教育の一層の充実
 - ・学校防災体制の一層の整備充実
 - ・震災・学校支援チーム(EARTH)の活動を通じた学校防災体制の充実
- ②「被災児童生徒の心のケア」
 - ・教育復興担当教員の取組を継承した教育相談体制の充実
 - ・震災以外の心のケアへの対応
 - ・児童生徒のストレスマネジメントにかかる教職員の指導力の向上
 - ・命の大切さなど震災体験を生かした教育の一層の充実
 - ・心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

提 言「兵庫の防災教育」の充実に向けて

復興10年委員会総括検証・提言事業 社会・文化部会 教育分科会における検証作業の結果から、成果と課題の概要と提言を掲載する。なお、その全文は「復興10年総括検証報告」に掲載されている。

■検証テーマ 『「新たな防災教育と学校防災体制」の成果と課題及び提言』

検証担当委員 徳山 明 富士常葉大学長

1 はじめに

震災直後のピーク時には、全避難者31.7万人の約6割にあたる18万余人が、安全と安心をもとめて学校に集中した。これだけ多数の人々が学校に避難することは、当時の「地域防災計画」においても想定されておらず、また、被災地域においては、学校も教職員も同じような被害を受けていたので、当初学校は非常に混乱した。県教育委員会では学校が混乱したことの重要性に鑑み、震災直後の3月はじめに緊急に防災教育に関する検討を開始し、4月に検討委員会を設置し、学校の防災体制、学校の再開および今後の防災教育、並びに被災児童生徒の心のケアの三つを柱として防災教育の体系の構築を行った。この体系は、その後開催された文部省における「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」においてもそのまま受け継がれ、その報告書が全国の教育委員会を通して学校現場に伝達され、兵庫県の防災教育は全国における防災教育検討の基本となった。

この防災教育では、緊急時における学校の防災体制に指針を与え、各学校における防災マニュアル策定の基礎としたが、日常の学校では、震災の貴重な体験を活かした教育の在り方を考え、自然の驚異と生命の尊さを伝え、人間としての在り方や生き方を考えさせる「新たな防災教育」の推進を図ることとした。この教育では、知識や技術等の教育内容、安全教育等の教科や領域をこえ、日常の教育のすべての場面にこの考え方を活かしていく、学校教育の一つの基本を示している。

震災後10年の防災教育に関する取組を検証し、課題を明らかにし、この成果をさらに広めていく提言を行いたい。

震災後10年の防災教育に関する取組を検証し、

課題を明らかにし、この成果をさらに広めていく提言を行いたい。

2 10年間の取組

震災当時を振り返ってみると、地震による被害がきわめて大きかったためではあるが、公的機関の緊急対応が遅れたこと、また、緊急事態での危機管理に対する備えが十分でなかったことが、震災直後の混乱を大きくしたことは否めない。それにもかかわらず、学校の教職員の活躍が、大きな混乱を防ぎ、復興への契機となった。当初の公助の欠如を補ったのは人々の自助、互助であり、人々のその力を引き出したのが学校に設置された避難所の運営に携わった学校の教職員だったと評価することができる。

学校が地域の中心となって復興に寄与したことや、災害時の学校と教職員の役割等を考え、これから起こるかも知れない災害に、いかに備えればいいのか、また、今回の阪神・淡路大震災の教訓を活かした教育はいかにあるべきかを考えること、これが「新たな防災教育」として提言を行った所以なのである。

(1) 阪神・淡路大震災以降の「新たな防災教育」の取組の成果

防災教育検討委員会が提唱した「新たな防災教育」は、震災後における兵庫県の教育の基本方針に反映され、学校教育のいろいろな場面で防災の思想を教え、防災リテラシーを培ってきた。

防災教育の分野では各方面で新しい試みを行い、成果が得られているが、併せて、防災を人間社会の視点で捉え、緊急事態にいかに対処するかを考える研究分野も、阪神・淡路大震災の経験を通して、この10年間で大きく進展したと思われる。これは、多くの学校に2,000人を超す被災者が集中し、その混乱を乗り切るために模索したことから生まれた考え方である。いわゆる危機管理については、現場にあっては、「危機」は「管理」するものではなく、いかに「危機」の状態を乗り切るかの戦略と方途が重要であることも、防災教育の実践のなかで確立した概念である。この

ような考え方の上に立ち、防災教育においては、突発的に惹起する様々な事態にも臨機応変に対処できる防災リテラシーの育成を目標に置き、理科、社会科等の関連教科の学習の中で、災害発生の機構や、災害によって人間社会が蒙る被災のメカニズムを学び、災害時の様々な場面で対処する訓練を重ねることを課題とした。この分野では、地域の実態に根ざした身近な教材の選択が重要であり、地域教材の開発とカリキュラム化に力を注いだ。

(2) 学校防災体制の整備充実

学校の防災体制については、施設等のハード面と、システム、マニュアル等のソフト面とがある。ハード面については、学校の施設が新耐震基準に則っているか否かが議論されたが、それよりも、地盤の性質と損害程度の関係が問題であった。大きな被害を蒙った校舎は軟弱地盤の上に建てられ、地盤の揺れとの共振により大きな被害をうけた。学校建築の地盤を選べないとなれば、共振しない耐震性の強い建築物を考える必要があるということである。

また、システム面については、緊急時に必要な組織は、様々な事態に柔軟に対応できるような組織であり、そのような組織にするためには、本部機能を高め、同時に組織のネットワーク化が必要である。

阪神・淡路大震災の場合、当初の避難所開設・運営等については教職員には突然付加された業務であり、実際にまた、教職員の支援は不可欠であった。教職員が運営に当たった避難所は秩序が保たれ、大きな混乱は生じなかった。このことが復興の進展に大きなはずみとなった。このことに鑑み、県教育委員会では国に対し、緊急事態での教職員の避難所支援に何らかの特別手当を支給するよう交渉を行ったところ、この支援は通常業務ではなく付加的業務であることが認められた。教職員にとって学校再開への業務こそが本務であり、最重要課題であることを考えると、この措置は当然のことであった。

3 今後への提案

(1) 兵庫の防災教育の一層の推進

—10周年以降の防災教育の取組の継続

平成7年の防災教育検討委員会においては、災害時の学校の防災体制を考えると、阪神・淡路大震災が極限状態を示すものと考えた。地震以外の災害

についても考慮することが論じられ、地域防災計画には風水害も考えられている。しかし、学校が避難場所として指定される緊急事態を考えると、あの状態以上のことは起こり得ないと想定し、阪神・淡路大震災に対応できる管理体制ができていれば、あらゆる災害に対処できると考えた。実際、その後起きた鳥取県西部地震、十勝沖地震、及び最近の新潟県中越地震の場合には、あの阪神・淡路大震災の時のような大混乱は起こっていない。これは阪神・淡路大震災が人口稠密の都市直下で発生したために、被災規模が遥かに大きかったことによる。中越地震の場合には、最も震度が大きかったといわれる川口町でも、柱の剪断により校舎が挫屈した例はなく、地震動そのものが小さかった。また、情報の伝達等は、阪神・淡路大震災での緊急事態の経験がその後の地震において活かされている。その意味では、検討委員会時の想定は間違っていなかった。

しかし、平成16年は年間10個の台風が日本に上陸し、中でも台風23号は、豊岡、舞鶴等近畿地方の日本海側に大きな被害をもたらした。被災者、死者等の数では阪神・淡路大震災の方が圧倒的に大きい。水害には災害として別の特徴がある。特に、日本海側の地域の地形的特徴により、後背地の降雨が急激な出水となり、広汎な地域に、同時に大きな災害をもたらすことがある。地球温暖化の趨勢を考えると、今後、このような台風による豪雨災害は全国的な広がりをもたらす可能性がある。降雨災害や地すべり等の災害は地形等の地域特有の条件により様相を異にするため、地域ごとの防災訓練や学習に水害等の自然災害に関する内容も取り入れてゆく必要があることは言をまたない。

台風22、23号の災害は大規模な水害であったが、一部の地域では、防災体制が適時に十分に働かなかったという反省もある。阪神・淡路大震災の大きな教訓がいかされなかったことは、大変残念である。

(2) 防災教育のさらなる充実

—防災教育の新しい方向

兵庫県の「新たな防災教育」は、震災の経験を通じて得られた教訓、命の尊さ、人と人との暖かい関係の重要性を示し、来るべき災害に対処できる安心と安全を備えた災害に強い社会の構築を提起した。これまでの防災は、災害が発生した後に、復旧する技術が中心であったが、阪神・淡路大震災での危機管

理意識の欠如が当初の大混乱を招いたことに思いをいたし、災害の復旧や、被害を減らすという受動的な営為から、安全・安心な社会を構築するための教育という積極的姿勢をとることに方向転換を行ったのである。

防災教育は次世代の安全・安心な社会へのメッセージを宿している。「防災教育」という教科や科目として特定せず、学校教育のあらゆる側面で、防災の思想を説き、防災リテラシーを育むことが安全・安心社会へ導く近道であることを提案している。次世代の安全・安心社会構築のために、積極的な防災教育としての兵庫の防災教育の推進を強調したい。

(3) 学校防災体制の一層の整備充実

学校が避難所として指定されることは、地域防災計画に明示されており、それぞれの学校ではもちろんのこと、地域の人々にとっても周知のことである。しかしながら、実際に災害が起きて、避難所となった場合にどのような事が起こるかについては、住民に十分に周知されてはいない。10年前の阪神・淡路大震災では、地域が壊滅的な被害を受けたために、必然的にあのような混乱が起きた。住民は学校と教職員を頼って集まり、教職員はリーダーとしての役割を果たした。しかし、当時の学校は十分な防災機能を備えてはいなかったし、また、2,000人以上の人が集まってくるセンターとしての機能を発揮できる状態ではなかった。行政等を含めた体制の中で、災害や緊急時の人々の行動や意識に対する認識が欠けていたからである。学校の教職員は、日頃、地域の人々との接触が多く、このノウハウが阪神・淡路大震災の緊急時に役立った。

学校が非常時に十分な機能を発揮するためには、行政当事者の協力と理解を欠かすことはできない。緊急の事態には、極端な場合には警察権も含め、全権を校長に移譲するような制度を考えておかないと、混乱が収まらないこともある。阪神・淡路大震災当時の避難所では、住民間にもめごとが生じ、一触即発の事態となったところもあった。現状では、行政的には学校は福祉課等の避難所運営組織の下に属すると捉えられている。しかし、あの時、集まった住民から持ち上がった様々な問題の一つひとつを役所に連絡しようにも、電話が通じず、措置が遅くなり、住民はそれだけ不満と不信を募らせることとなった。したがって危機管理にあたっては、第一線の責任者に、す

べてを任せるような、柔軟な扱いが不可欠である。今後の災害時に、安全・安心を確保するために、どのような備えをしておかなければならないか、このことが阪神・淡路大震災での大きな教訓なのである。

兵庫における「新たな防災教育」には、安全・安心社会の構築に向けてのメッセージが含まれている。学校の安全体制の確立は、災害時における地域の安全・安心のための礎である。

(4) 震災・学校支援チーム（EARTH）の活動を通じた学校防災体制の充実

EARTHは阪神・淡路大震災での体験を活かし、他府県等で震災等が起きた時に、避難所となった学校へ教職員を派遣し、現地で指導・助言するために組織された。「避難所運営」「学校教育」「心のケア」「学校給食」の4つの班からなり、阪神・淡路大震災で活躍した教職員などから選ばれた隊員は、定期的に訓練・研修を行い、スキルを高めている。平成16年10月に発生した新潟県中越地震により避難所となった学校へも派遣され、主として心のケアの指導を行った。平時には、隊員は県内外の学校や地域の防災教育や訓練の指導を行っており、その活動は高く評価されている。

4 おわりに

震災後に構築した兵庫県の「新たな防災教育」は、全国における防災教育の基礎と規範を示した。緊急事態に備え、事態に即した対応を行うための防災リテラシーの涵養は、その後に学校で生じた様々な異常事態を考えると、緊急かつ肝要である。

阪神・淡路大震災は、神戸及び阪神地区の人口稠密地域を直撃した地震であったため、大きな被害をもたらした。軟弱地盤地域に市街地が発達したが、そのことを分かっていたながら、耐震に対する十分な備えがなかったことが、被害を大きくした直接の原因であり、18.2万人という多数の避難住民が学校へ集中した原因でもあった。このことが学校の本来の教育機能にとって大きな障害となり、教育復興に多大の労力と時間とを費やさざるを得なかった理由でもある。

政府をはじめ、公的機関の危機管理についての意識並びに準備の不足が公的支援と救助を遅らせ、その結果、避難所という災害の最前線で、教職員が活躍せざるを得ない状況を招いた。大きな暴動もなく、

整然と復興に向かうことができたのは、あの混乱の中で、避難所となった学校の秩序を取り戻し、避難住民を組織化して励まし、互いに助け合うことの重要性を説いていった校長はじめ教職員の働きのおかげであった。このことは、学校が地域の中心になっている日本の文化の特質であり、兵庫県における防災教育への取組の特徴である。

今後も大きな災害時には、人々は学校へ避難することになるであろう。学校の現状を見ると、次の大きな災害の時に、阪神・淡路大震災で体験したようなあの混乱が再び起こるのではないかと懸念される。人々の避難所となる学校は、校舎の耐震性は改善されているであろうか。学校の安全体制は整ったであろうか。災害時にあって教職員が児童生徒の安全確保と学校再開に専念できる条件が整ったであろうか。平成7年10月の「兵庫の教育の復興に向けて」の提言は、学校安全についての震災直後における反省と、復興に向かっての願いが込められている。阪神・淡路大震災で得たあの教訓が今後、全国の学校に活かされなければならない。



復興10年総括検証・提言報告会（社会・文化部会）
平成17年1月14日 於：神戸国際会議場

■検証テーマ

『「被災児童生徒の心のケア」の成果と課題及び提言』

検証担当委員 馬殿 禮子

兵庫県臨床心理士会副会長

1 はじめに

阪神・淡路大震災は、激しい揺れとともに、生きとし生けるものの命を支えている大地、母なる大地に深いひび割れを起し、一瞬にして多くの命を奪い、日常生活を守る家や街を破壊した。これは、人が生きる上で重要な心の土台部分として、生命の誕生以来形成し続けてきている、心の奥深くに存在する「基本的安全感の層」を侵食され傷つけられた体験である。さらに、この大地の揺らぎは、それぞれの「今ここに存在する」感覚を根底から脅かすだけでなく、安心して身を委ねてきたものへの不信と不安を招いた。ときには命が見捨てられることもあるという深い恐怖に襲われた。

我々個人の心の中にあるこの層には、特別なケアがなくても、日々の少々の傷なら癒してしまう自己治癒力が潜んでいるが、普段は意識に上ることはない。

今回の大震災は、被災した人たちのその後の身体症状や行動などから、この心の深い層に達するひび割れであることが推察された。頭痛、嘔気、下痢、不眠、しびれ、耳鳴りなど、決して特別な症状ではないが、いかに大きな不安に遭遇したかを症状で語り、訴え、身体的ケアを受けることによって、見捨てられていないという感覚を取り戻したいと望んでいたことが分かる。避難所でのマッサージを通してのかかわりがことのほか心の平安に有効だった理由がここにある。

あれから10年。人々は立ち上がり、生きる力の手ごたえが感じられるまでに復興を遂げているが、まだ心の傷が完全には癒えない事情の中でも、様々な形で発生する痛みを抱えながら生きている児童生徒の存在を忘れてはならない。

心は真空の中で育つものではない。環境とのかかわり方が人格形成に影響することは自明のことである。

幼児期に被災した中学生のある少女が、平成16年1月17日に近い昼下がり、仲間との談笑中に、話題が震災時のことに及んだとき、体が震え耳をおさえてその場から逃げ出してしまう場面に筆者は遭遇した。

日常性は回復し、生活は平穏になっている。少女から青年期に入ろうとする時期にまで成長している彼女は、あの震災の体験とその後の変化が心に納まらず、受け止めることを拒否している状態である。彼女の年齢でこのような反応を示すのは、少数派になっている。彼女自身が孤独になり、「私だけなぜだ」という思いにとらわれると後で語っていた。阪神・淡路大震災で、慣れ親しんだ人や物を一挙に喪失しながら、「見捨てられていない自分」を確認し、心を復興させるには、人間の心を大切にす、いろいろな立場や役割の人の援助が必要である。大震災後関心が高まった「心のケア」は、「言うなれば《心の復興》を目指している。マイナスをプラスに転じるという志向をもつ」と河合隼雄氏は指摘している。

このような状況の中で、被災地の学校に、学級担任でもなく、専科教員でもない「教育復興担当教員」という加配教員が配置された。教育復興担当教員は、これも全国に先がけて兵庫県に特別加配されたスクールカウンセラー等と連携しながら、被災により心に傷を負った児童生徒の心のケアや家庭での学習環境の整備及び「新たな防災教育」の推進役を果たした。当然ここに、心のケアにおけるコラボレーション（協働）体制の必要性が台頭してきた。

2 10年間の取組

(1) 心のケアに対する理解

日本国内において、災害、事件等が発生した際の心のケアについての取組が一般化してきた。また、心の問題は専門家によるケアだけでなく、教育の場で教職員が実施するケアの段階があることが理解された。

平成7年2月、花田雅憲近畿大学教授（当時）、河合隼雄国際日本文化研究センター所長（当時）の協力を得て、児童生徒の心のケアについて研修会を実施して以来、兵庫県では数多くの研修会を開催し、教職員による心のケアの取組を実践してきた。

また、平成7年度設置の防災教育検討委員会の提言で、長期的視野に立った継続的・持続的な「心のケア」を推進することが重要であることが指摘され、今日まで取り組んできた。そのことが、最大で4,000人を超えた教育的配慮を必要とする児童生徒が、平成16年度には1,337人に減少するまでに至った要因である。

平成13年3月「学校における心の危機に関する研

究報告」が兵庫県の心の教育総合センターから発行され、その中で、「阪神・淡路大震災の教訓に学ぶ心のケア教育の実際」「危機における心の理解と対応モデル」など、具体的方策がまとめられた。

(2) 教育復興担当教員による心のケアの成果

教育的配慮を必要とする児童生徒に対する教育復興担当教員の取組には大きな特徴があった。それは1対1の関係を成立させ、生きる上で何より必要な安心感を育て、児童生徒が自発的に自らの内面を表現できる雰囲気醸成したことである。それはカウンセリングの基本姿勢でもある。声かけ、励まし、個人指導など教職員の日常的手法を用いながら、日常の会話の中でカウンセリングが目的とするものを実現させている。そこに至る過程では様々な困難があったと思われるが、一つずつ乗り越えての活動は、学校内の他の教職員に大きな影響を与えたと思われる。

平成16年度には教育復興担当教員数が、ピーク時の207人の約4分の1の55人に減ったが、同時に震災による教育的配慮を必要とする児童生徒数がピーク時の3分の1程度に減少していることから、教育復興担当教員の機能が他の教職員に受け継がれていることが推測される。集団の論理で動くことを基本とする学校で、教職員の専門性の上に創出したこの機能をどのような形で引き継いでいくか、それは心の教育としてのテーマに繋がるものである。

(3) スクールカウンセラー等との連携

教育復興担当教員等の活動により、学校内における児童生徒の問題にはチームサポートが必要であると認識されるようになった。校内のカウンセリングパワーを活用しながらの支援は効果的である。スクールカウンセラーの活動によって、不登校の改善に関しては、89%の教職員が「大きく改善」または「ある程度改善」したと考えていると報告されている。（心の教育総合センター、平成14年）

スクールカウンセラーは、地域の関係各機関と学校との連携を図るコーディネーターとしての役割を担う活動も始めている。両者の連携を進める上で、問題を的確に把握し、専門機関の援助を必要とする、見立てのもとに、子どもの心の大切さを共有するため、情報交換の機会を設け、そこでは「スクールカウンセラーの役目は専門機関への委託に終わらないことが重要」との共通理解が成立している。

(4) 震災・学校支援チーム (EARTH) の創設 (平成12年)

阪神・淡路大震災に際して、全国の教育関係者から本県の学校教育再開に向けて受けた支援に応えるため、県内及び他府県等において震災等があれば、その要請に基づき、教育復興を支援する、防災についての専門的知識と実践的対応能力を備えた「震災・学校支援チーム」(以下、EARTH = Emergency And Rescue Team by school staff in Hyogoという)が設置された。

EARTHの結成については、教育復興担当教員が、台湾大地震の際、文部省(当時)の要請により台中日本人学校の児童生徒の心のケアに派遣されたこと、トルコ大地震の際に教育委員会としても支援の職員を派遣したことなどにより機運が高まり、防災教育推進連絡会議などで協議され、設置の運びとなった。

EARTH心のケア班は、訓練・研修として、地域の総合防災訓練に参加し、小・中学生だけでなく避難者役の地域の方々に対しても呼吸法などによるリラクゼーション等を実施してきている。平成12年の鳥取県西部地震、平成15年の宮城県北部地震、平成16年の新潟県中越地震の被災児童生徒の心のケアを支援したほか、他府県の研修会等でも講師や助言者を務めている。

3 今後への提案

(1) 教育復興担当教員の取組を継承した教育相談体制の充実

震災後、教育復興担当教員が行ってきた心のケアの取組では、これまでの教師の専門性と異なる姿勢が求められることもあった。その葛藤を乗り越えて、教師としてのアイデンティティを保持しながら、児童生徒の心のケアに、必要に応じてカウンセリング的アプローチで対応できる教師、カウンセリングに理解があり専門家としてのカウンセラーと協働して、校内のカウンセリングパワーを向上させるのに力を発揮する教師は、新しい教師像としての位置を得た。

兵庫県教育委員会は、生徒指導體制とともに教育相談体制の充実に向けた取組を進めている。これは、教育復興担当教員が実践してきた、一人ひとりの児童生徒に向き合い、じっくりとかわり、児童生徒の生きてきた生活環境を考慮しながら、健康な自我を

育成していくことを重視するという視点の継承によってこそ実現できる。

今後、兵庫県が作り上げてきたこうした教育相談体制を一層充実させる必要がある。

(2) 震災以外の心のケアへの対応

子どもを巻き込んだ重大事件や事故など、子どもの危機は、その後の人生に大きな影響を及ぼす。福岡県は、学校での事件・事故後に、臨床心理士による緊急支援体制を組織している。校長や教育委員会への要請を受けて、1週間の期間内で緊急支援に当たる。

また、山口県では、精神保健福祉センターを中心に、医師・保健師・臨床心理士によるCRT (Crisis Response Team)を組織し、3日間の危機対応にあたっている。

兵庫県では、スクールカウンセラー(公立中学校に配置され、その中学校区内の小学校にも対応。H17年度全公立中学校に配置予定)やキャンパスカウンセラー(全県立高等学校に配置)、スクールアドバイザー(スクールカウンセラー未配置校を対象に派遣するアドバイザー。平成17年度には全公立中学校にスクールカウンセラーが配置されるため、廃止される)の3つの制度によって、児童生徒の心のケアに対応している。さらに心のケアに対応できる人材の養成も含めて、質の高い心のケア対応チームの発足と、EARTHのように県外や海外での支援活動も視野に入れた、「こころのケアセンター」との協働の危機対応チームの発足が期待される。

(3) 児童生徒のストレスマネジメントにかかる教職員の指導力の向上

震災や事件を受けて、命の大切さを伝える「いのちの教育」が提唱され、検討されてきた。一方、心の中に湧き起こる怒りや憎しみや悲しみをどのように受け止め、つきあっていけばいいのかを学ぶ「きもちの教育」がいま求められている。ストレスマネジメントとは、自らのストレスを自己コントロールする能力であり、怒りや悲しみとの上手なつきあい方を学ぶことである。

不快な出来事に出会うと怒りの感情が湧いてくるのは自然なことである。ストレスマネジメントとは、その感情を、自分を傷つけたり、人を傷つけたりして表出することは誤りであり、怒りを上手に表現する方法を身につけようという試みである。道徳や学級活動で、「きもちの教育」を、スクールカウンセラーと協働して展

開することが、今後の課題であろう。

兵庫県の心の教育総合センターは、平成16年3月に「学校のストレスマネジメント研究」を発行した。その冊子には、具体的な授業実践が、映像とともに収録されている。

今後、年間計画の立案や、児童生徒の発達段階を考慮した指導案の作成と展開が期待される。

児童生徒へのストレスマネジメントの実践は、教職員自らが自分のストレスとの上手なつきあい方を確認する機会にもなり、教職員のメンタルヘルスの向上にも寄与するものと考えられる。

(4) 命の大切さなど震災体験を生かした教育の一層の充実

震災で尊い家族を失った悲しみは、時を経ても癒やされることはない。この悲しみを、命の大切さを伝える「いのちの教育」として展開する必要性がある。最近の子どもの死生観の調査によると、死んでも生き返ると考えている子どもが、かなりの割合でいることが報告されている。「いのちの教育」に関わる教材や物語には、肉体は死んでも魂は生き続けるといった魅りのテーマがみられる。そのような中で、家族を失った悲しみがどれほどの体験なのかを子どもたちに伝え、失った命は二度と元には戻らないということから、命の大切さを実感する教育の充実が期待される。

(5) 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

通知表は、学業成績や学校での生活態度に関する、子ども・保護者・教師の共有資料である。最終的には、保護者が保管し、子どもの過去のようすを振り返るのに役立つ。一方、心の問題に関する情報の共有化は難しく、繊細な問題を含む。震災後、専門家や研究者から、多くの質問紙調査の依頼が学校現場に殺到したが、調査結果が個人にフィードバックされることはほとんどなかった。ケアを伴った調査はほとんどなかったのである。

今後、災害が生じたときは、地域の教育委員会や専門機関が中心となって心のケアチームを結成し、その活動主体が、アンケートや相談記録を保管し、いつでも子どもの利益のために開示・共有する体制が求められるだろう。子どもにアンケートや個別面接を実施する場合も、保護者の了解を取る手順や、教育相談情報の取り扱いについて、慎重な運用が検討され

なければならない。

心のケアを必要とする児童生徒については、学校だけで対応できるとは限らない。そこで、専門家(スクールカウンセラー、臨床心理士等)や関係機関等との連携は不可欠である。震災以降、学校とスクールカウンセラーや関係機関等との連携は進んできているが、今後、震災以外の要因で心のケアを必要とする児童生徒に対しても、専門家や関係機関等との連携を図り、より速やかに対応できるようにすることが大切である。また、その際に対象児童生徒への対応の記録を共有化することにより息の長い取組を進める必要がある。ただ、個人情報取り扱いに当たるので、慎重に行う体制を作り上げる必要がある。

4 おわりに

阪神・淡路大震災以前、「トラウマ」「心のケア」「PTSD」などの言葉は一般には知られていなかった。震災後に配置された教育の専門家である教育復興担当教員は、他に例のない、教員による「心のケア」に取り組んできた。臨床心理士やカウンセラーと協議しながら、また、精神科医などの助言を得ながら手探りで職務を進め、大きな成果をあげた。震災の影響により教育的配慮を必要とする児童生徒が、10年間でやっと3分の1になったという現実がそれを物語っている。もちろん、教職員の特別な援助だけによるものではないが、教育復興担当教員が最前線で中心的役割を果たしてきた事実は否定できない。

今後、学校教育の一つの柱である「心の教育」の実践に、また心のケアが必要とされる緊急事態の支援に、この機能をシステムとして位置付け、それを新しい教育相談体制として継承していかなければならない。被災地に配置された教育復興担当教員の取組は、被災地以外の学校における心のケアのあり方にも示唆を与え、新たな教師像を示したことの意義は大きい。

この兵庫県の復旧・復興の過程を通して得た教訓と、心のケアに対する取組を発信し、21世紀を生きる子どもたちの健やかな育成に貢献できることを期待する。

検証委員のこぼれ

心のケアの一般化に向けて



兵庫県臨床心理士会副会長
馬殿 禮子

阪神・淡路大震災は、激しい揺れと日常生活を支える大地に深い地割れを生じ、多くの命を奪い、棲家や街を破壊して人々の心に深い傷を残しました。10年が経過した今、各地で発生している地震の報にあの時の恐怖が、また、検証資料を熟読中にも不安感が蘇り、息の長いケアの必要性を痛感します。

阪神・淡路大震災を機に心の問題への関心が高まり、「心のケア」が叫ばれるようになりました。恐怖や悲哀は、心が通じ合う関係の中で表出し受け止められてこそ、深刻化を予防し安心感を取り戻せるという体験を重ねました。心のケアの幅は広く、専門家やスクールカウンセラーだけでなく、日常生活を支えてい

る身近な人によるケアがあることを実証したのが、教育復興担当教員の活動でした。時を同じくして配置された、教員とは異なる専門性をもつスクールカウンセラーと教員の間に位置しながら、教師の得意とする方法で活動し成果を挙げている様は、数値だけでなく具体的事例からもうかがえます。教育復興担当教員は、相談を受けましょうと相談室で座して待つ姿勢ではなく、さりげない声かけや励まし、学習支援や日常的会話を通じて心のケアを進めました。しかし、心のケアは一人ひとりへの個別対応であるが故に専門的知識やカウンセリングマインドが必要であることは言うまでもなく、スクールカウンセラーとの連携や外部機関との連携と協働や、研修を重ねてはじめて成果が得られることを実感しました。

今回の検証に携わって、心のケアへの取組は心を育てる教育への意識を強化したことを改めて認識し、その機能の継続と一般化が心の教育の一層の充実に繋がると思いました。

大震災から学ぶ



宝塚造形芸術大学教授
桂 正孝

阪神・淡路大震災の犠牲者が6,400名余りにもなったことは、「経済大国」といわれ、便利で豊かなはずの都市生活が、実は「安全神話」に支配された、危機管理の欠落した「防災無防備都市」であったことの証左である。その後、国内外でうち続く災害は、21世紀が「災害の世紀」になることを予感させた。はたせるかな、国外では、平成16年(2004)年12月26日のスマトラ沖大地震と津波が死者、行方不明者を合わせて20万人を超える犠牲者を出し、複合災害の甚大な被害を目の当たりにしている。

また、地球温暖化による環境破壊のせいも、昨年は台風が続けて襲来し、10月の23号台風による兵庫の被害、続く中越地震による被害も激甚であった。山

間部過疎地域の高齢化した農村集落の脆弱さが浮き彫りになった。

さらに、津波災害については、「避難意識」の高低によって被害は2倍程度の差が出ると想定されている。あらためて「防災教育」の重要性が痛感される。

この10年、阪神・淡路大震災の経験から、実に多くのことを学んだ。自分の生命は、自分で守るという防災思想やフル・ブルーフやフェイル・セイフといった危機管理の原則が身につけていなかったことにも気づかされた。私自身、昭和21年(1946)12月の南海大地震を経験しながら、たいした対策もとっていなかった。こうした防災対策と防災リテラシーの欠落状況は、政府や地方公共団体にも共通して言えることではなかったか。

大震災から10年、ようやく、「教育の創造的復興」をめざす兵庫発の「新たな防災教育」の取組が評価されるようになってきた。防災リテラシーを育むために、今後も全国の学校現場や海外に、サバイバーとして学んだ教訓を伝え、交流していきたいと思う。

ほんとうの「心のケア」の実現をめざして



兵庫教育大学教授
冨永 良喜

災害や事件後の心のケアに携わり、10年が経った。「心のケア」というと、援助者(他者)が、被災(害)者の傍らにいて、話を聞き、励ましている姿を思い浮かべる人が多いのではなかろうか。しかし、「心のケア」とは、傷ついた心を自らが癒し回復しようとする活動であり、かつ、その活動を支援する営みである。だから、傾聴はひとつの方法にすぎない。傾聴が心のケアの目的だと考えている人は、被災(害)者の体験を聞くことに熱心になり、再び被災(害)者を傷つけることになる。被災(害)者自らが回復するためには、命にかかわる出来事や大切な人を亡くす経験をした後に生じる心身反応とその反応への「有効な対処」について自らが知識を得ることである。それは「心理教

育」と呼ばれている。そして、有効な対処を提案し試みる。それは、リラクゼーションといった心理学的方法から、地域のコミュニティづくりといった社会学的方法まで多岐に渡る。ストレスマネジメント教育は、それを具現化するひとつの理論と実践であろう。

心のケアのもう一つの目的は、二次被害の防止である。受け入れがたい出来事を経験すると、無力感や孤立無援感や自責感など、否定的なメッセージを抱えてしまいがちになる。この否定的思考は、長期にわたり、人生に、影響を及ぼす。否定的思考やメッセージを建設的・肯定的な思考やメッセージに変えていくこと、その営みを支援することこそ、心のケアの本質であろう。一方で、その否定的な思考にさらに追い打ちをかけるような、言動やかかわりがある。うわさや中傷である。しかも、それが、本人に悪意がない場合は、とりわけ対処が難しい。

人類は悲劇から学び、前進する。復興10年委員会の事業に携わり、私の残りの人生を、真の「心のケア」の実践に向けて、全力を尽くす決意が新たになった。

提言に携わっての思い



兵庫教育大学教授
西村 年晴

10年前の震災以後、兵庫県教育委員会から様々な施策が打ち出され、「新たな防災教育」と銘打って兵庫から全国に発信され、教育現場における活動が着実に進んできました。私も防災教育推進指導員養成講座に参加し、講座に参加される教職員の皆さんの意識の高さを心強く思っています。

しかしその一方で、時が経つにつれ教職員の中にもまた地域の人々の中にも震災の記憶が失われつつあり、震災の教訓が風化しつつあるのも否めない事実です。

今一番気にかかっていることは、どのようにすれば震災を風化させずにすむのか、災害を他人事ではなく一人ひとりの問題としてとらえることができるようになるのかということです。災害列島といわれる日本に住

んで次代を担う子ども達が将来出会うはずの災害に適切に対処できるように育てる役割を担っている教員のたゆまない努力がこれまで以上に求められていると思います。

そのために、学校現場・地域での啓発活動においては、防災教育の時間としての授業・訓練・講話として実施するだけではなく、すべての人の日常生活の一部としての防災学習とすべく、絶えず発信し続けることが大切なのだと思います。そういう意味で、教員養成が目的であり、現職教員との交流が多い地元の大学に籍を置くものとして責任の重さに身の引き締まる思いです。

今回の検証事業で実施されたアンケート結果にもありますように、教育現場の教員は各地域独自の教材を強く求めています。ここ数年間、兵庫教育大学に派遣されてくる現職教員と一緒に具体的な地域教材を開発してきましたが、兵庫県教育委員会と連携しながら、今後もそれを続けていくことが私にできる貢献だろうと思っています。